

青色かながわ

発行所
一般社団法人神奈川青色申告会
横浜市神奈川区西神奈川
1-9-37 レス竹和式番館3階
TEL 045-577-0615
FAX 045-577-0618
URL: <https://kanagawa-aoiro.com/>



確定申告結果報告 3月31日現在

指導会場来所者数	2,910 名
所得税申告書提出件数	2,053 件
内 e-Tax 送信件数	1,686 件
青色申告特別控除65・55万円適用件数 (貸借対照表作成者)	1,138 件
消費税申告書提出件数	515 件
内 e-Tax 送信件数	481 件
青色申請提出件数	58 件

令和7年（2025年）への帳簿の繰り越しについてわからない方はお早めにご相談ください。

- ・会計ソフトブルーリターンAをご利用の方は提出（送信）された令和6年分の確定申告書及び決算書（消費税の確定申告書）とデータが一致していることを確認し、メインメニューの「翌年への繰越」をクリックして 内容確認の上「実行」をクリックしてください。

操作に不安がある方はパソコンとバックアップデータのあるUSBメモリをご持参のうえご来所ください。



令和6年分 所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税
確定申告で協力ありがとうございました。

令和6年分所得税及び復興特別所得税の確定申告が3月17日、消費税及び地方消費税の確定申告が3月31日をもって無事終了いたしました。

確定申告期間中、ご協力頂きました会員の皆様、そして青色コーナーをご担当頂きました役員の皆様、指導会場での個別相談及び代理送信にご派遣頂きました東京地方税理士会神奈川支部の先生方に感謝申し上げます。

尚、次の確定申告に向けて記帳方法やご不明点等お悩みの方は、是非早い時期からご相談にお越しくください。

確定申告お疲れ様でした！

確定申告を終えて



神奈川税務署長

金子 彰 宏

春陽の候、一般社団法人神奈川青色申告会の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

仲戸川会長をはじめ役員並びに会員の皆様には、日頃から税務行政に対し、深いご理解と多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般、令和6年分の所得税及び復興特別所得税、個人事業者に係る消費税及び地方消費税の確定申告並びに贈与税の申告期間が終了いたしました。

貴会の皆様には、申告準備指導会を通じた申告書の早期提出、e-Taxを利用した申告手続の利用促進、税理士会の無料申告相談の案内業務、青色コーナーにおける青色申告の普及活動、更にはインボイス制度や定額減税の積極的な周知・広報など、多大なるご支援・ご協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。

特に、本年は、マイナンバーカード方式による申告及びマイナンバー連携の勧奨に努めてまいりましたが、来年以降も、「あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会」という税務行政の将来像に向けて、自宅からのe-Taxによる申告やキャッシュレス納付を推進し、納税者サービスの充実に努めてまいりますので、会員の皆様におかれましても引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たり、一般社団法人神奈川青色申告会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、御礼の挨拶とさせていただきます。

もう一度ご確認ください

提出された青色申告決算書・確定申告書が間違っていた場合

◆税額を多く申告していたとき → 「更正の請求」

請求内容が正当と認められたときは納めすぎた税金が還付されます。更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から5年以内です。

<忘れてしまいがちな例>

経費（消費税、事業税納付金額等）の計上漏れ、予定納税（所得税）中間納付（消費税）の記入漏れ、納税者が負担している扶養親族の国民年金保険料の控除漏れ、医療費控除や扶養（配偶者）、寡婦、障害者等の人的控除漏れ 等

◆税額を少なく申告していたとき → 「修正申告」

修正申告によって新たに納める税額は、修正申告書を提出する日までに延滞税と併せて納付してください。

<誤ってしまいがちな例>

売上から差し引かれている源泉税の売上計上漏れ、経費の重複計上、専従者給与を支給しているのに扶養（配偶者）控除を受けている、103万円を超える給与収入があった扶養家族を扶養控除してしまった 等

確定申告を忘れていた場合

◆所得税

確定申告をしなければならないのに申告することを忘れていたときは、できるだけ早く申告するようにしてください。期限後申告をしたり、申告をしないために税務署長から決定を受けたりすると、無申告加算税がかかる場合があります。なお、期限後申告によって納める税金は、申告書を提出した日が納期限となりますのでその日に納めてください。この場合は、納付の日までの延滞税を併せて納付する必要があります。

◆消費税

令和4年の課税売上高が1,000万円を超えた方、又は令和5年～令和6年中にインボイス発行事業者として登録を受けた方は、**令和6年分の消費税及び地方消費税の申告と納税**の義務があります。対象となる方で消費税の確定申告をしていない方は、できるだけ早く申告してください。所得税同様、延滞税と併せて納付してください。

（注）令和6年分の課税売上高が1,000万円を下回る場合でも申告と納税が必要となります。

※更正の請求、修正申告、所得税・消費税の期限後申告について、ご不明な点がございましたら国税庁ホームページをご覧ください。か、当会事務局におたずねください。

マイナンバーカードの署名用電子証明書の暗証番号を忘れずに

確定申告指導会にてマイナンバーカードでe-Tax送信をする際、カード取得時に設定された**英数字6文字以上16文字以下の「署名用電子証明書の暗証番号」**をお忘れになっている方が見受けられます。

（数字4桁の暗証番号ではe-Tax送信できません。）

「署名用電子証明書の暗証番号」をお忘れの方は、是非今のうちからお時間のある時にお住いの区役所窓口にて再設定して来ててください。



定額減税対象外など一定の要件を満たす事業専従者の方等への追加の給付金（「調整給付金（不足額給付）」）のご案内

「調整給付金（不足額給付）」とは？

以下の事情により、**当初調整給付の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付を行うものです。**

青色事業専従者及び事業専従者（白色）のうち、個別に書類の提示（申請）により、給付要件を確認して給付する必要がある方（＝本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方）に対して、1人当たり原則4万円（定額）を支給

給付金の支給要件・手続き

個別に書類の提示（申請）により、
以下のいずれの給付要件も満たすことを確認された方

- ・ 令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ（＝本人として定額減税対象外）
- ・ 税制度上、「扶養親族等」から外れてしまう、青色事業専従者・事業専従者（白色）の方、合計所得金額48万円超の方（＝扶養親族等としても定額減税対象外）
- ・ 低所得世帯向け給付（R5非課税給付等、R6非課税化給付等）対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない
- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 令和7年度課税団体に対し、申請書に**必要な資料（※）**を添えて、ご提出ください。

【（※）提出を求める書類の例】

- 申請者の令和6年分源泉徴収票 又は 令和6年分確定申告書の控え
- 申請者の令和6年度税額決定通知書 又は 令和6年度（非）課税証明書
- （事業主の）令和6年分確定申告書の控え、青色事業専従者給与に関する届出書の控え 又は 青色申告決算書の控え
- 住民票の写し
- 世帯全員の令和5年度及び令和6年度（非）課税証明書
- 低所得世帯向け給付、当初調整給付を受給していない旨の確認書（誓約書）

**申請に必要な書類や、申請の受付開始時期などは市区町村によって異なります。
お住まいの市区町村のホームページなどで必ず確認してください。**

その他



「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金（「不足額給付」）の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話（＃9110）にご連絡ください。
また、都道府県・市区町村や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLへのアクセスや個人情報を入力せず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。

ご不明点があればお住まいの市区町村にお尋ねください

※内閣官房ホームページ 給付金・定額減税一体措置もご覧ください

不足額給付

検索

給付金・定額減税一体措置

検索

(<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>)



